

新型コロナウイルス感染症に 負けないために



四国中央市長
篠原 実

4月16日、7都府県に発せられていた緊急事態宣言の対象が全ての都道府県に拡大されました。

本市の産業構造や企業活動などを鑑みると、いつまん延状態となってもおかしくない状況であると考え、本市においても対策本部を設置し、緊張感を持って感染の予防に努めております。

この新型コロナウイルス感染症への対応策としては、世界中でさまざまな取り組みを推進しながらも、未だこれといった有効な方策を見出せておりません。そのような状況下において市内での感染を防ぐためには、市民の皆さまお一人おひとりの高い意識と行動が不可欠であります。

引き続き、こまめな手洗い、うがい、咳エチケットなどを徹底していただくとともに、「集団感染の大きな要因とされている「換気の悪い密閉空間」「多くの人が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という三つの密が重なることを避けていただくなど、感染防止へのご協力を強くお願いいたします。

また、今後においても、感染拡大地域への往来や不要不急の外出は、厳に控えていただきますようお願い申し上げます。

中小企業・小規模事業所の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症に対する 緊急支援を実施します



産業支援課 28-6186

日本国内において新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市民生活や地域経済への影響が日々深刻さを増しています。地域経済を支える中小企業・小規模事業所の皆さまへの支援が必要となる中、本市では以下の緊急支援を実施します。

○融資制度の新設・信用保証料、利子の全額助成

新たに「中小企業経営安定化資金」融資制度を実行し、この融資制度を利用する場合の信用保証料と利子の全額を助成します（利子助成については「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金」の利用者も対象となります）。

○経営の継続のための支援金給付

売上が大幅に減少し、セーフティネット保証4号の融資を受けた事業者に対して、人件費・光熱水費・保険料などの必要経費（月額）の2分の1を事業継続支援金として給付します。※上限100万円
（セーフティネット保証4号融資額の10分の1と比較して低い方の額）

○雇用調整助成金の上乗せ助成

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当について、国の「雇用調整助成金」・県の「緊急地域雇用維持助成金」の支給決定を受けた事業主の方を対象に、市の「緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成します。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください



市ホームページ
（中小企業者支援情報）

新型コロナウイルスに感染したかも…と思ったら？！

※ 4月21日現在の情報です。変更となる場合があります

問 保健推進課 28-6054

- ◆ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- ◆ 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある

以下の方は、上記の状態が 2 日程度続く場合

- ・ 高齢者 ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD など) の基礎疾患
- ・ 透析を受けている ・ 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている ・ 妊婦

該当

上記に
当てはまらない場合

帰国者・接触者相談センターに相談

電話：089-909-3483

対応時間：24 時間対応 (土・日・祝日含む)

センターでは、症状 (いつから、どのような症状がどのくらい)、
流行地域への渡航歴や接触歴、行動歴などを確認します。

新型コロナウイルス一般相談窓口

電話：089-909-3468

対応時間：24 時間対応
(土・日・祝日含む)

感染の可能性が
高い

感染の可能性が
低い

必要に
応じて

四国中央保健所が受診先を調整し、
専門の帰国者・接触者外来を受診

一般の医療機関を受診



医師が総合的に判断した結果、
新型コロナウイルス感染症を疑う場合

検査

陰性

陽性

四国中央保健所・医療機関の判断により、
経過観察など

四国中央保健所・医療機関の判断により、
就業制限、入院勧告、感染症指定医療機関への入院など